

第 2 次丸亀市観光戦略プラン策定支援業務委託 提案公募要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「第 2 次丸亀市観光戦略プラン策定支援業務委託」の受注者を選定するにあたり、本市の特性等を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を当該業務の最優秀提案者（優先交渉権者）として選定することを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 業務名称 | 第 2 次丸亀市観光戦略プラン策定支援業務委託 |
| (2) 業務の内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (4) 提案上限額 | 5,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む） |

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 丸亀市の指名競争入札参加資格者名簿（物品・役務提供）に登録された者
- (2) 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で地方公共団体における「観光関連計画の策定」の業務実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、丸亀市指名停止等措置要綱（平成 17 年 3 月 22 日訓令第 50 号）による指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税（丸亀市内に事業所を有する場合は市税も含む。）に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

4 本プロポーザルの実施スケジュール

公募開始	令和 7 年 4 月 10 日（木）
質問書の提出締切	令和 7 年 4 月 16 日（水）
質問書に対する回答	令和 7 年 4 月 22 日（火）
参加表明書等の提出締切	令和 7 年 4 月 25 日（金）
参加資格確認結果通知	令和 7 年 5 月 7 日（水）
企画提案書等の提出締切	令和 7 年 5 月 14 日（水）
ヒアリング審査	令和 7 年 5 月 20 日（火）
審査結果通知予定	令和 7 年 5 月 27 日（火）

5 質問の受付及び回答

（1）方法

本提案公募に関する質問は、質問書（様式 4）を使用し、「第 2 次丸亀市観光戦略プラン策定支援業務委託に係る提案公募について」という件名にて、電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭、持参、FAX による質問は受け付けない。必ず着信を確認すること。

（2）提出先

丸亀市産業生活部産業観光課 担当：本田、三附

メールアドレス：sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

（3）質問の受付期限

令和 7 年 4 月 16 日（水） 午後 5 時まで

（4）回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 4 月 22 日（火）までに、丸亀市ホームページで公開する。なお、質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、次のような質問に対しては回答しない。

- ア 本提案公募要領に対する質問者の明らかな誤読
- イ 本提案公募に関する意見
- ウ 質問者が提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 本提案公募要領に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係しないもの
- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間以外の質問

6 参加表明書等の提出

（1）提出書類

提案公募に参加を希望する者は、次の書類を各 1 部ずつ提出すること。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本提案公募に参加することができない。

- ア 参加表明書（様式 1）
 - イ 会社概要書（様式 2）
 - ウ 業務実績書（様式 3）＊契約書の写しを添付すること
 - エ 国税及び地方税（丸亀市に事業所を有する場合は市税も含む。）に未納がないことを証する書類
 - オ 登記事項証明書又は写し（発行後 3 か月をこえないもの）
- （2） 提出方法
- 持参又は郵送（配達記録が残る郵送方法に限る）により提出すること。
なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。
- ※ 持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く）受付
- （3）提出先
- 〒763-8501
丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
丸亀市産業生活部産業観光課（担当：本田、三附）宛
- （4）提出期限
- 令和 7 年 4 月 25 日（金） 午後 5 時まで（必着）

7 提案資格の確認

参加申込書等の受付締切後、参加資格の審査を行い、参加資格の有無について、令和 7 年 5 月 7 日（水）までに電子メールで通知する。
（正式文書は後日郵送する）

8 企画提案書及び参考見積書の提出

- （1） 本提案公募への参加資格を有された者は、次のア～エまでの書類を提出すること。
- ア 提案書（様式 5）
 - イ 企画提案書
仕様書及び評価基準書を参照し、企画提案書を提出すること。
※企画提案書の様式については下記書式を遵守していれば自由とする。
 - ・用紙サイズ：A4（向きは縦・横自由）
 - ・文字サイズ：10.5 ポイント以上
 - ・印刷：両面印刷で、カラー・白黒は問わない
 - ・記号、略称等の使用：初出の箇所に記号、略称等の説明を記述し、審査者が十分に理解できるように配慮すること。
 - ウ 見積書（様式 6）
 - エ 実施体制・配置予定者調書（様式 7）

（2）提出部数

9 部（正本 1 部、副本 8 部）

（3）提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る郵送方法に限る）により提出すること。

なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。

(4) 提出先

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市産業生活部産業観光課（担当：本田、三附） 宛

(5) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日(水)午後 5 時（必着）

※期限までに提出のない場合は辞退とみなす

9. 提案者に対するヒアリング

次により企画提案に係るヒアリング（プレゼンテーションを含む）を実施する。

(1) ヒアリングの予定日

令和 7 年 5 月 20 日（火）

※詳細な時間・場所等は、後日、電子メールにて連絡する。

(2) ヒアリングの実施要領

ア ヒアリングは 1 提案者ずつ実施し、1 提案者の持ち時間はプレゼンテーション 20 分以内（機器の設置時間は除く）、質疑応答 10 分程度の合計 30 分程度とする。

プレゼンテーションの順番は参加表明書を受理した順番とする。

プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

イ ヒアリング時の追加資料の配付は禁止する。

ウ プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。

エ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する場合は、提案者で用意すること。

プロジェクター・スクリーンは市が準備する。

10. 評価基準

企画提案書等及びヒアリングの内容に関する評価は、次表の評価基準により行う。

評価項目ごとに、プロポーザル委員会委員がそれぞれ判定し評価点を付す。

<評価基準>

No.	項 目	基 準	配 点
1	業務実績	地方公共団体の観光関連計画を策定した業務実績は十分であるか。	10
2	実施体制	本業務を実施するための体制が整備され、業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者が配置されているか。	10
3	他の計画との整合性	国や県、他市町の動向を把握し、本市の上位計画等を踏まえた提案となっているか。	10
4	基礎調査	本市の観光に関する課題や状況を十分理解し、効率的なデータを取得する手法であるか。	15

5	課題解決に向けた提案	本市の観光課題の解決のため、施策の方向性や指標の設定が的確なものとなるように検討されているか。	20
6	観光施策	日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の趣旨を踏まえた施策提案例が示されているか。	10
7	見積金額	配点は別表のとおり。	5
合 計			80

※見積金額の評価基準における配点は以下のとおりとする。

見積金額（税込）	配 点
4,900 千円以上 5,000 千円以下	1
4,800 千円以上 4,900 千円未満	2
4,700 千円以上 4,800 千円未満	3
4,600 千円以上 4,700 千円未満	4
4,600 千円未満	5

11. 審査・受託予定者の決定方法

（1）審査

10. 評価基準に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容についての審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を本業務の受託予定者として、契約締結に関する交渉を行う。ただし、総評価点数が満点の60%未満の者は、受託候補者として特定しない。また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、提案評価第2位となった提案者から順に繰り上げて特定の相手方として、交渉を行う。

（2）審査結果の通知

審査結果については、提案公募に参加した事業者には文書及び電子メールで通知する。
なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

12. 契約

受託予定者と当該業務について協議を行い、改めて見積書を徴収する。その後、契約書を作成し、契約を締結する。

（1）内容 契約の詳細については、仕様等協議のうえで確定する

（2）契約方法 随意契約

13 決定の取り消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者は、次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消すものとする。

（1）提案書作成に係る不正行為が認められた場合

（2）「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

（3）定められた以外の手法により、審査員等に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

(4) 「12 契約」の協議が不調となった場合

14. その他

- (1) 本提案公募への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出期限以降における提案書等の内容変更等は一切認めない。
- (4) 提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しない。
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱うこととする。

15. 情報公開基準

丸亀市プロポーザル方式取扱規程に基づき、情報公開基準は以下のとおりとする。

対象文書名	受託候補 者特定前	受託候補 者特定後	契約締結後		
			契約の相手 方に係る情 報	契約の相手方以外の 提案者に係る情報	左のいずれに も該当しない 情報
要領及び企画提案書提出 要請書	○	○	-	-	○
提案者名 (公募型プロポーザルにあ っては参加表明者も含 む。)	×	○	○	○	-
(提案書類) 企画提案書	×	×	×	×	-
(提案書類) 見積書	×	×	×	×	-
(提案書類) その他提出書類	×	×	×	×	-
採点表(合計点数のみ)	×	×	○	○ (事業者が特定でき ない形で公開する。)	-
採点表(評価項目ごと)	×	×	○	×	-
委員名簿	×	×	-	-	×
					(委員構成は ○)

(注) ○：開示 △：一部非開示情報を含む。 ×：非開示

※「一部非開示情報」とは、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳(常勤・非常勤の別)などをいう。

16 担当部署及び問合せ先

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市産業生活部産業観光課(担当：本田、三附)

電話番号：0877-24-8816

メールアドレス：sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp